

美しい自然を護り, 誇りある歴史と伝統のある町の

安心で安定した水道をお届けするために……

関ヶ原町地域水道ビジョン



平成 22 年 度

岐 阜 県 関 ヶ 原 町

目 次

第1章	関ヶ原町水道事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
	1. 1 町の概要
	1. 2 関ヶ原水道事業の概要
	1. 3 給水区域図
第2章	水道事業の現状・課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
	2. 1 安全な水、快適な水が供給されているか
	2. 2 いつでも使える供給されているか
	2. 3 将来も変わらず安定した事業経営できるようになっているか
	2. 4 環境への影響を低減しているか
	2. 5 国際協力に貢献しているか
第3章	将来像の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
第4章	主要政策課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
	4. 1 水道の経営基盤の強化・顧客サービスの向上
	4. 2 安心・快適な給水の確保
	4. 3 災害対策等の充実
	4. 4 環境・エネルギー対策の強化
	4. 5 国際協力等を通じた水道分野の国際貢献
	4. 6 水道の経営基盤の強化・顧客サービスの向上
	4. 7 安心快適な給水の確保に係わる方策
	4. 8 災害対策等の充実に係わる方策
	4. 9 環境・エネルギー対策の強化
	4. 10 国際協力等を通じた水道分野の国際貢献
第5章	方針及び目標設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
	5. 1 安心・快適な給水の確保
	5. 2 災害対策の充実
	5. 3 水道の運営基盤の強化
	5. 4 環境・エネルギー対策の強化
第6章	実現方策の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
	6. 1 水道地域ビジョンの実現
	6. 2 実施工程
第7章	資 料・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
	7. 1 給水区域図
	7. 2 現況水位高低図
	7. 3 整備計画水位高低図
	7. 4 水道施設の概要

第1章 関ヶ原町水道事業の概要

1.1 町の概要

関ヶ原町は岐阜県西南部に位置し、町の総面積は 49.29km²で、町土の80%を山林が占め、豊かな緑と史跡に恵まれ、町内には鈴鹿山系に端を発する今須川、伊吹山地に端を発する藤古川及び相川が流水しており、この3河川はいずれも勾配がきつく、降水は早く疏下してしまうため、灌漑を目的とした溜池が多くつくられている。

関ヶ原町は滋賀県との県境にあり、北に主峰伊吹山、南に鈴鹿山系が迫り、歴史的にも天下分け目の場所となった特異な地形が形成されている。このため、JR及びJR東海道新幹線、名神高速道路、国道21号線等の主要幹線が集中し、中部圏と近畿圏を結ぶ要所となっている。

1.2 関ヶ原町水道事業の概要

関ヶ原町は、平成16年3月に関ヶ原上水道事業と二つの簡易水道(関ヶ原、上の谷)を統合し、関ヶ原上水道事業として一本化した。

水道事業認可(事業統合認可)の概要	
名 称	関ヶ原上水道事業
給 水 区 域	関ヶ原町大字関ヶ原、山中、藤下、松尾、大高、野上、玉、今須
給 水 人 口	8, 770人
計画1日最大給水量	4, 800m ³ ／日

1.3 給水区域図



第2章 水道事業の現状・課題

2.1 安全な水、快適な水が供給されているか

(1) 水質基準の適合状況

関ヶ原町上水道の水質は、年度、事業とも水質基準に適合しています。
水質基準に適合することは、安全でおいしい水を供給する水道事業体にとって、最低限遵守すべき事項であり、今後も継続する必要があります。

(2) 異臭味被害の状況

過去においては、藤古川水源は藤古川のダムに依存しており、昭和38年度に給水が開始されてから47年が経過している。この間、湖水は富栄養化され、アオコ等の藻類の繁殖に起因したカビ臭等、異臭の問題が発生している。

(3) 水源の水質、水質事故の発生状況

現在のところ、取水停止となるような水源水質事故の発生はありません。今後は、藤古川上流部に農業集落排水施設処理施設による病原性大腸菌やクリプトスポリジウム等による汚染が懸念され、臭気、有機物管理、原虫対策が必要であり、水源保全及び水質事故等への対応は、万全を期する必要があります。

(4) 貯留槽水道の指導等の状況

貯留槽水道は、水質悪化の一因となっています。このため、貯留槽水道の設置者に対する指導等の強化及び、直結給水導入の検討が必要と考えられます。
一方、貯留槽が持つ水使用の時間変動調整及び、災害時等のストック機能等の長所も考慮する必要もありますので、実体の詳細な調査が必要であります。

(5) 直結給水の推進状況

直結給水を導入するためには、貯留槽水道の規模・使用状況の調査、給水管及び配水管の水圧等の検討であります。

2.2 いつでも使えるように供給されているか

(1) 需要(給水人口、給水量)

過去10年間で約600人程度の人口減少であり、日最大給水量も4,600m³/日と大きな需要は望めない状態です。

(2) 供給能力(水源確保、水道施設容量、有収率)

旧簡易水道の水源汚染の懸念が有り、現在平井水源、浄水場整備計画を実施しています。
配水施設容量についても、整備計画の中、配水池増設を検討整備します。
有収率は平成20年度末で75.5%であり、今後、老朽管の整備更新に伴い改善すると確信しています。

(3) 水道の普及状況(未普及地域、未規制施設の状況を含む)

行政区域内人口の普及率は100%であり、今後もこの状態が期待されます。

(4) 耐震化の進捗状況

現況では耐震整備が行われていませんが現在整備計画は耐震整備を実施しつつ今後は、主要管線の管路設備等耐震整備計画を行います。

(5) 応急給水体制、応急普及体制

非常時に段階的に応急給水できるよう給水方式の樹立を構築いたします。

2.3 将来も変わらず安定した事業経営ができるようになっているか

- (1) 老朽施設とその更新計画
- (2) 経営・財務(収支、資本、企業債償還、料金、財源)
- (3) 需要者サービス
- (4) 技術者の確保

2.4 環境への影響を低減しているか

環境対策(省エネルギー、廃棄物の有効利用等)の実施状況

2.5 国際協力に貢献しているか

海外からの研修生受け入れ、海外への専門家派遣への協力状況

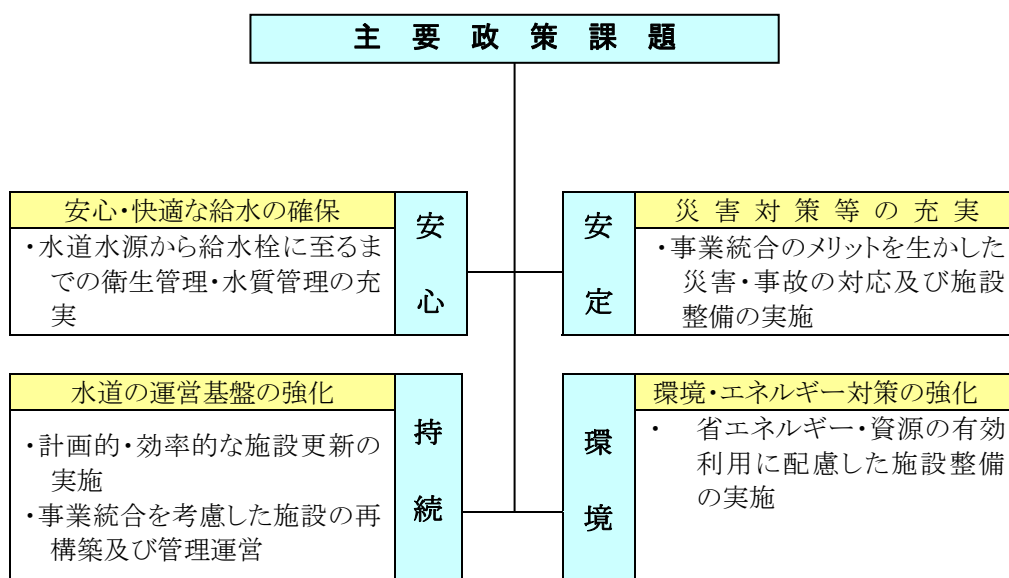
第3章 将来像の設定

「第2章 水道事業の現状と課題」で示したように、関ヶ原町の水道事業は、給水人口及び給水量の減少に伴い、料金収入が減少傾向にあります。このような状況の中で、水源の保全、老朽施設の更新、施設の耐震化、経営の健全化、環境負荷の軽減等、さまざまな課題への対応が求められています。関ヶ原町上水道は、これらの課題に積極的に取り組み、安全な水の安定供給に努めます。

関ヶ原地域水道ビジョンの策定にあたり、「安心」、「安定」、「持続」、「環境」について、将来像の設定を行います。

長 期 的 政 策 目 標	
安 心	すべての市民が安心しておいしく飲める水道水の供給
安 定	いつでもどこでも安定的に生活用水を確保
維 持	地域特性にあった運営基盤の強化
環 境	環境保全への貢献

安全な水を安定して供給するために



第4章 主要政策課題

4.1 水道の経営基盤の強化・顧客サービスの向上

(1) 新たな概念の広域化の推進

水道事業等の技術的・財政的運営基盤を強化する観点から、施設の一体化、経営の一体化、管理の一体化、一部施設の共同化、特定の目的(業務)に関する広域的体制の整備等の多様な形態の広域化について目標を設定する。

(2) 第三者委託の導入

適正な水道の管理を維持するために必要な技術的業務の実施体制の確保や運営管理コスト削減の観点から、技術上の業務の民間業者や他の水道事業者への第三者委託の導入の検討及び合理的と評価される場合は、導入について目標を設定する。

(3) 技術基盤の確保

水道事業等の運営に必要な技術レベルを維持するため、技術職員の数または全職員に対する割合、研修時間等に関し、目標を設定する。

(4) 計画的な施設の更新

施設機能診断等の結果等から直ちに更新が必要と評価される老朽化施設の更新完了時期とその更新計画の策定について中長期的な財政見通しと整合した上で、できる限り早期に完了することを目指しつつ、目標を設定する。

4.2 安心・快適な給水の確保

(1) 異臭味被害の防止

異臭味被害を防止するための水質管理対策について、被害を5年後に半減し、その後早期に解消することを目指しつつ、目標を設定する。

(2) 水質事故の防止

給水停止に至るような水質事故を防止するための原水から給水に至るまでの水質管理対策について、事故を早期になくすことを目指しつつ、目標を設定する。

(3) 原水水質の保全

できる限り良好な水質の水を原水として利用するために必要な場合に、水質保全対策や取水地点等の変更等による原水水質改善対策について、目標を設定する。

(4) 未規制小規模施設の把握

給水区域内外に存在する水道法適用外の小規模水道施設を把握する施策について、保健所との協力等を含め、全ての施設をできる限り早期に把握することを目指しつつ、計画期間内における適切な目標を設定する。

(5) 飲用井戸等の未規制小規模施設の管理体制強化

給水区域内外に存在する水道法適用外の小規模水道施設を把握するとともに、水道事業者が関与して水質管理体制を強化する施策について、保健所との協力等を含め、人口カバー率を 100%とする事を目指しつつ、計画期間内における適切な目標を設定する。

(6) 給水装置による事故の防止

給水管や給水用具が原因となる事故を防止するため、需用者による維持管理を徹底させるための周知や指定給水装置工事事業者との連携強化等の施策について、事故をできる限り早期になくすことと目指しつつ、目標を設定する。

(7) 鉛給水管の更新

鉛給水管の更新を促進するための施策について、鉛給水管を 5 年後に半減し、その後できる限り早期に全廃することを目指しつつ、目標を設定する。

4.3 災害対策等の充実

(1) 基幹施設の耐震化

浄水場、配水池等の基幹施設の耐震化率の向上について、耐震化率を 100%にすることを目指しつつ、計画期間内における適切な目標を設定する。特に東海地震対策強化地域及び東南海・南海地震対策推進地域(以下、「東海地域及び東南海・南海地域」という)においては早期の達成を目指す。

(2) 管路網の耐震化

管路網の耐震化率の向上について、基幹管路の耐震化率を 100%にすることを目指しつつ、計画期間内における適切な目標を設定する。特に東海地域及び東南海・南海地域においては早期の達成を目指す。

(3) 渇水対策

渇水時においても、給水区域内において断水を生じさせない給水やそのための水源確保等の渇水対策について、概ね 10 年に1回程度の少雨の年を想定することを目安に、地域に事業に応じて、計画期間内における適切な目標を設定する。

(4) 応急給水実施の確保

災害発生や水質事故等による給水停止状態においても必要な応急給水の実施を確保するための施策について、応急給水目標量に関する目標を設定する。特に東海地域及び東南海・南海地域においては早期の達成を目指す。

(5) 応急復旧体制の整備

他水道事業者との災害時応援協定の締結等による応急復旧体制の整備について、目標を設定する。特に東海地域及び東南海・南海地域においては早期の達成を目指す。
また、小規模の水道事業等においては、近隣の水道事業者等による支援体制の整備が重要であることに留意する。

4.4 環境・エネルギー対策の強化

(1) 浄水汚泥の有効利用

循環型社会の実現に貢献するため、浄水汚泥の有効利用の推進について、有効利用率 100%を目指しつつ、計画期間内における適切な目標を設定する。

(2) 省エネルギー・石油代替エネルギー導入の推進

地球温暖化対策推進のため、より効率の高いポンプの導入等によるエネルギー利用の効率化や太陽光発電等の石油代替エネルギー利用の推進について、単位水量当たりの電力使用量の 10%削減や石油代替エネルギーの導入を目指しつつ、計画期間内における適切な目標を設定する。

(3) 有効率の向上

計画的な施設更新等による有効率の向上について、現在給水人口 10 万人以上の大規模事業においては 98%以上、現在給水人口 10 万人未満の中小規模事業においては 95%以上とすることを目標としつつ、計画期間内における適切な目標を設定する。

4.5 国際協力等を通じた水道分野の国際貢献

(1) 研修生の受け入れ

受け入れ可能な水道事業者において、国際協力事業等による海外からの研修生の研修・実習の受け入れについて、目標を設定する。

(2) 発展途上国への技術背専門家の派遣

(独)国際協力機構等による開発途上国への技術専門家派遣事業に協力するため、派遣可能な職員や退職者の養成、派遣要請があった場合の円滑な対応がなるような体制の確保、派遣する職員等の数等について、目標を設定する。

4.6 水道の経営基盤の強化・顧客サービスの向上

(1) 水道事業間並びに水道用水供給事業及びその受水水道事業間の施設の一体化(事業統合)や経営の一体化、一部施設の共同化

(2) 第三者委託制度の活用による民間業者等への技術上の業務の委託や近隣水道事業等との管理の一体化

(3) 自己又は第三者機関等による公正な業務評価の実施

(4) 施設の効率的運用や IT 活動等による業務の効率化、組織の見直し等による経費の削減

(5) 職員の研修、人事制度の見直し、職員の意識改革等による人材の強化

(6) 参加型広報活動や IT 活用等による広報の充実及び情報公開の推進

(7) 水道モニター制度や顧客アンケート、パブリックコメント、顧客満足度調査の実施等による顧客のニーズ把握

(8) 窓口の充実、トラブルサポートの充実等の顧客サービスの向上

4.7 安心・快適な給水の確保に係る方策

- (1) 水道原水の水質監視体制強化、水道原水水質改善対策の実施
- (2) 流域圏ごとの水質管理情報の共有化や公表の仕組みの構築、流域圏等における関係機関との連携方策推進による水源水質の向上
- (3) 原水水質に対応した浄水処理の高度化、膜処理、紫外線処理の導入
- (4) 鉛給水管布設替計画の策定と実施
- (5) 給水装置の適正な管理のための情報提供強化、質的改善のための工事業者の指導・育成
- (6) 水安全計画の策定と実施
- (7) 顧客に対する水質に関する情報提供、意見交換の推進によるリスクコミュニケーションの推進
- (8) 自家用水道、小規模水道、貯水槽水道も包含した市町村による水道サービス計画の策定

4.8 災害対策等の充実に係る方策

- (1) 安定した水源の確保や水道施設の多系統化
- (2) 連絡管の整備や配水ブロックの再編成等、効果的な水の融通が可能となる水運用機能の強化
- (3) 配水容量の拡大などによる備蓄量の確保、給水拠点の整備
- (4) 施設の耐震化推進
- (5) 地震、水害等の各種危機管理マニュアルの策定
- (6) 他水道事業者等との災害における相互応援協定等による応急給水・応急復旧体制の整備
- (7) 渇水時等の節水対策の推進

4.9 環境・エネルギー対策の強化

- (1) 環境報告書の作成や環境会計の算定
- (2) 小水力発電の導入や太陽光発電等の再生可能エネルギーやコージェネレーション等のエネルギー対策技術の採用
- (3) 浄水汚泥のリサイクル推進

4.10 国際協力等を通じた水道分野の国際貢献

- (1) 職員の派遣や研修生の受け入れ等による水道分野の国際協力事業への協力

第5章 方針及び目標の設定

第4章の主要政策課題について方針及び目標を設定し、実現方策をまとめます。

5.1 安心・快適な給水の確保

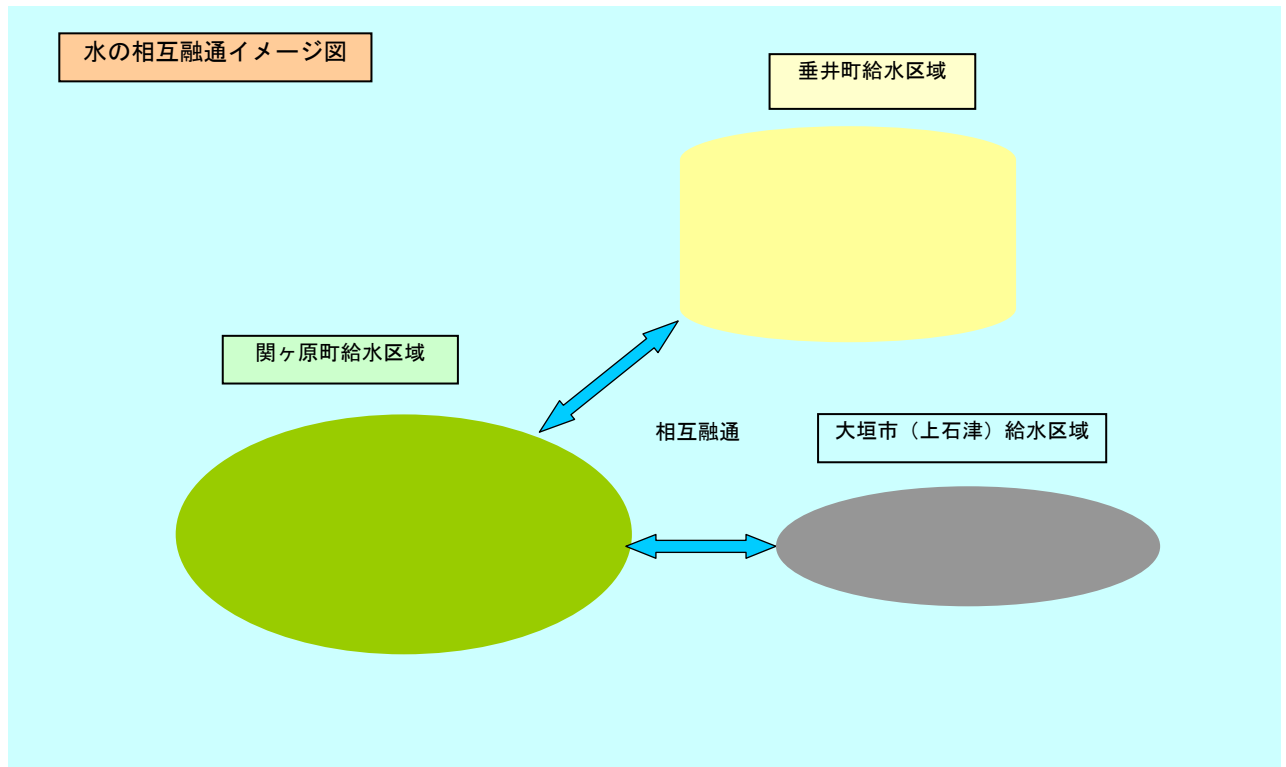
水道水源から給水栓に至るまでの衛生管理・水質管理を徹底し、安心・快適な給水の確保に努めます。

項 目	方針及び目標	実 現 方 策 (対 応 策)
水 質 管 理	水質管理を強化し、浄水においては今後も水質基準に適合するよう徹底します。	○ 巡回及び計測機器の導入により、水道原水の水質管理体制を強化します。 ○ 水質検査計画を策定し実施します。 ○ 取水・浄水施設の監視を強化します。 ○ 水源周辺の環境保全に取り組みます。
浄・配水 機 能	浄水・配水施設等の機能を見直し、水質向上に努めます。	○ 取水・浄水施設等の更新及び新技術の導入を検討します。 ○ 配水施設の更新及び配水管網の見直しを行います。 ○ 貯留槽水道の問題を解消するため、直結給水を推進します。
普及率	水道の普及率は、平成21年度3月末で96.7%となっていますが、更なる普及率の向上に努めます。	○ 水道水の安全性のPRと水道の普及活動に努めます。 ○ 飲用井戸等の未規制小規模水道を把握し、指導及び、水質管理の情報提供を行います。
異臭味 被 害	原水水質・浄水水質を監視し、異臭味被害の防止に努めます。	○ 給水装置側での異臭味被害については、情報提供と対応に努めます。 ○ 顧客アンケートやモニター制度を導入し、情報収集に努めます。 ○ 貯留槽水道の衛生管理及び水質管理指導を積極的に行います。

5.2 災害対策等の充実

関ヶ原上水道は、安定した供給ができるよう周辺自治体との連携をとりながら、今後は、浄水の相互融通等、災害・事故時等に柔軟に対応できる施設を検討します。

項 目	方 針 及 び 目 標
水の相互融通	渇水時・事故時・災害時等に備え、他、市、町の隣接給水区域または配水池からの給水が可能な施設整備を行います。



項 目	方 針 及 び 目 標			
水運用機能	基幹施設・基幹管路の耐震化及び配水ブロックの再編成等、運用機能の強化を図ります。			
応急・復旧体制の整備	関ヶ原町水道危機管理マニュアルに則り、周辺自治体と連携をとりながら、応急給水及び応急復旧体制の整備に取り組みます。			
	地震によって被災した場合の応急給水の目標を下記とします。			
	区 分	発生～(日)	目標水量	給 水 方 式
	第1段階	3 日	30ℓ／人日	給水拠点での給水(タンク車)
	第2段階	10 日	200ℓ／人日	配水幹線付近の仮設給水栓
	第3段階	21 日	1000ℓ／人日	配水支線上の仮設給水栓
	第4段階	28 日	2500ℓ／人日	仮配管による各戸給水や共用栓

5.3 水道の運営基盤の強化

給水量の減少に伴う規模縮小及び、事業統合に配慮した施設の再構築を検討し、施設管理についても事業統合による合理化(共有共通化・集約化)に取り組みます。

項 目	方針及び目標	実 現 方 策 (対 応 策)
有収率	有収率は、平成 19 年度末で 78.8%となっているため、漏水量を削減し有収率の向上に努めます。	○ 漏水調査によって現状を把握し、漏水対策を行います。 ○ 漏水量を削減するため、配水ブロックを見直し、適正水圧で運用します。 ○ 老朽管の布設替をします。
施 設 更 新	老朽化施設を計画的に更新します。	○ 機能診断を実施し、施設耐用年数及び性能を適正に評価します。 ○ 給水量の減少に対応した規模縮小の検討を行います。 ○ 事業統合に配慮し、配水系統等の見直し及び、施設の再構築の検討を行います。
管 理 運 営	事業統合により、施設を効率的に管理運営します。	○ 効率的な施設配置とするため、配水ブロックを見直します。 ○ 管理の一体化・集約化により施設を効率的に運用します。 ○ IT 等の活用及び、組織の見直しにより業務の効率化に努めます。 ○ 職員の研修等を積極的に行い、人材の育成や技術の向上に努めます。
財 政	収入及び支出を見直し、財政の健全化に努めます。	○ 配水管の布設替えや更新工事においては、一層のコスト削減に努めます。 ○ 3 町の収支を比較し、改善に努めます。 ○ 水道料金の設定を検討します。
広域化	行政界を越えた広域化を検討します。	○ 施設の管理及び運営について、広域化を検討し、効率的、合理的運用を図ります。 ○ 職員の交流や情報交換を積極的に行い、施設管理の効率化等を検討します。

5.4 環境・エネルギー対策の強化

省エネルギー及び、資源の有効利用に配慮した施設整備を実施します。また、漏水量の削減による有効率の改善に努めます。

項 目	方針及び目標	実 現 方 策 (対 応 策)
省エネルギー	省エネルギーに配慮した効率的な運転及び水運用を行います。	○ 事業統合による効率化及び更新計画に配慮した配水システムの検討を行います。 ○ 給水量が減少傾向にあることから、送配水系統を見直します。 ○ 高効率または省エネ型施設(機械・電気設備等)の導入に努めます。 ○ ポンプ等機械設備の運転を効率化し、省エネルギーに努めます。
環 境 負 荷	環境負荷低減施設の導入及び手法を検討します。	○ 施設の再構築時には、石油代替エネルギーの利用を推進します。 ○ 運転及び管理の広域化を検討します。
有効率	有効率は、平成21年度末で80.2%となっていますので、約10%の改善を目標とします。	○ 老朽管の布設替を実施します。 ○ 配水管を適正水圧で管理します。
資 源	資源の有効利用に努めます。	資源の有効利用・再生利用に配慮した整備及び管理を行います。

第6章 実現方策の検討

6.1 水道地域ビジョンの実現

関ヶ原町は、地域水道ビジョン実現に向けて、平成 16年3月の水道事業統合のメリットを最大限に活用し、また、周辺自治体と連携をとりながら課題に取り組んでいきます。

また、今後の事業経営については、資金の留保を図り、財政の健全化に努めるとともに、社会情勢の変化に対して柔軟に対応し、適切な見直しを行っていきます。

6.2 実施工程

地域水道ビジョンの実施工程を下記とします。

区 分		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
安心快適な 給水の確保	水 質 管 理 強 化										
	浄 水 配 水 機 能 検 討										
	普 及 率 向 上										
災害対策 の充実	水 の 相 互 融 通										
	水 の 運 用 機 能 強 化										
水道の運営 基盤の強化	有 収 率 向 上										
	水源、浄水、配水施設整備										
	計画的施設更新										
	効 率 的 管 理 運 営										
	財 政 見 直 し										
環境対策	省 エ ネ ル ギ ー 推 進										
	環 境 負 荷 低 減										
	有 効 率 向 上										

検討及び計画 
実施及び整備 

第7章 資 料

7.1 給水区域図

7.2 現況水位高低図

7.3 整備計画水位高低図

7.4 水道施設概要

7.4 関ヶ原水道施設の概要

水道施設の概要は次表のとおり

位 置	施 設 名	名 称	規 模	数 量	備 考
藤古川水源地	浄水施設	高速凝集沈澱池	φ 11.4m×H3.7m	2 基	(予備施設)
		急速ろ過機	φ 3.35m×H4.25m	4基	
		PAC 注入設備	注入ポンプ・貯留タンク	1式	
		ソーダ灰注入設備	注入ポンプ・貯留タンク	1式	
		次亜塩素注入設備	注入ポンプ・貯留タンク	1式	
		浄水池	3.1m×12.0m×2.4m	1池	
	送水施設	送水ポンプ	水中ポンプ 2.0m ³ /min×37kw	1台	
		〃	陸上ポンプ 2.3m ³ /min×55kw	2台	
		送水管	φ 150、DCIP	140.8m	
	配水施設	配水池	12.0m×7.5m×3.5m	2池	
平井水源地	取水施設	取水井	φ 800×10.0m	6井	
		取水ポンプ	水中ポンプ 0.59m ³ /min×11kw	6台	
	導水施設	導水管	DCIP φ 150・200	250m	
	浄水施設	前処理ろ過機	φ 2.5m×H5.9m	5基	
		急速ろ過機	φ 3.2m×H4.85m	6基	
		PAC 注入設備	注入ポンプ・貯留タンク	1式	
		次亜塩素注入設備	注入ポンプ・貯留タンク	1式	
		アルカリ剤注入設備	注入ポンプ・貯留タンク	1式	
		浄水池	4.0m×8.0m×2.5m	2池	
		浄水池	4.0m×6.0m×2.5m	1池	
	送水施設	送水ポンプ	水中ポンプ 1.95m ³ /min×30kw	2台	
		送水管	φ 150、DCIP	580m	
	送水施設	送水ポンプ	水中ポンプ 1.81m ³ /min×45kw	2台	
		送水管	φ 200、DCIP	700m	
	配水施設	配水池	D11.5m×10.7m	1池	
		配水池	D14.0m×5.4m	1池	
大栗毛水源地	取水施設	取水口		1式	(予備施設)
	導水施設	導水管	φ 150、SP	96m	
	浄水施設	横流式沈澱池	6.2m×9.4m	3池	
		急速ろ過機	φ 3.35m×H4.25m	1基	
		PAC 注入設備	注入ポンプ・貯留タンク	1式	
		次亜塩素注入設備	注入ポンプ・貯留タンク	1式	
	配水施設	配水池	8.0.m×6.0m×3.0m	2池	
		次亜塩素注入設備			
	配水施設	圧力タンク			
		玉 増圧ポンプ場	水中ポンプ 0.86m ³ /min×18.5kw	2台	
	配水施設	筑 田 増圧ポンプ場	水中ポンプ 0.86m ³ /min×18.5kw	2台	
		御祭田増圧ポンプ場	水中ポンプ 0.53m ³ /min×5.5kw	2台	
		笹 尾 増圧ポンプ場	水中ポンプ 0.53m ³ /min×5.5kw	2台	
		瑞 竜 増圧ポンプ場	水中ポンプ 0.40m ³ /min×2.2kw	2台	
		配水管	φ 300	110m	
		配水管	φ 250	0m	
		配水管	φ 200	9,567m	
		配水管	φ 150	6,543m	
		配水管	φ 125	322m	
		配水管	φ 100	19,235m	

		配水管	φ 75	16,630m	
		配水管	φ 50	9,782m	
	配水施設	配水池	(26.0m×2.0m+5.0m×2.0m)×4.5	1池	
		配水ポンプ	陸上ポンプ 0.75m ³ /min×15kw	2台	
		門 間 増圧ポンプ場	水中ポンプ 0.40/m ³ min×2.2kw	2台	
上の谷水源地	取水施設	取水井	φ 6,0m×7.0m	1 井	
		取水ポンプ	水中ポンプ 0.27m ³ /min×2.2kw	2台	
	導水施設	導水管	φ 75、DCIP	14.5m	
	浄水施設	普通沈澱池	2.3m×6.8m×3.0m	2池	
		緩速ろ過池	6. 0m×8.8m	2池	
		次亜塩素注入設備	注入ポンプ・貯留タンク	1式	
		浄水池	2.0m×4.4m×2.0m	1池	
	送水施設	送水ポンプ設備	水中ポンプ 0.195m ³ /min×5.5kw	2台	
		送水管	φ 75、DCIP	340m	
	配水施設	配水池	3.1m×7.0m×3.0m	2池	